

美郷町作物転換支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水稻から園芸作物への転換による収益性の高い複合型農業を推進し、農業所得の向上及び産地の形成並びに農産物のブランド化を図るため、推奨作物を定めるとともに、同作物の作付拡大及び新規作付に取り組む町内の農業者等に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(推奨作物)

第2条 推奨作物は、美郷推進作物及び美郷ブランド作物とし、品目はそれぞれ次の各号のとおりとする。

- (1) 美郷推進作物 アスパラガス、えだまめ、きゅうり、トマト、ねぎ、すいか、キャベツ、ほうれんそう、しいたけ、花き(美郷雪華を除く。)、にら、メロン
- (2) 美郷ブランド作物 美郷雪華、れんこん、せり

(補助金の対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号の要件を全て満たす町内の農業者及び集落営農組織(以下「農業者等」という。)とする。

- (1) 経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「経営所得安定対策等」という。)に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田において、販売目的の美郷推進作物及び美郷ブランド作物の作付拡大又は新規作付に取り組むこと。
- (2) 前号により拡大した作付面積以上の面積を2年間維持し、継続して販売目的の美郷推進作物及び美郷ブランド作物を栽培すること。
- (3) 美郷町作物転換支援事業実施計画書(様式第1号。以下「実施計画書」という。)を4月30日まで町長に提出し、承認されること。

(計画承認)

第4条 町長は、前条第3号の規定による実施計画書が提出されたときは、経営所得安定対策等の水稻生産実施計画書兼営農計画書により、作付拡大又は新規作付する交付対象水田の面積が別表第1に定める面積要件を満たす場合に美郷町作物転換支援事業実施計画承認通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(補助金の区分)

第5条 補助金の区分は次の各号のとおりとし、各号における助成要件等はそれぞれ別表第2から別表第5のとおりとする。

- (1) 面積助成(別表第2)
- (2) 種苗助成(別表第3)
- (3) 機械・設備等助成(別表第4)
- (4) 園芸用ハウス助成(別表第5)

(交付申請等)

第6条 計画承認を受けた農業者等は、実施計画書の提出年度及びその翌年度において、美郷町作物転換支援事業補助金交付申請書(様式第3号)に次の書類を添付し、6月30日まで町長に提出しなければならない。

- (1) 内訳書(様式第4号)
- (2) 見積書
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請内容を変更するときは、美郷町作物転換支援事業補助金変更交付申請書(様式第5号)に必要な書類を添付し、事業が完了するまで町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項による申請があったときは、美郷町作物転換支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

2 前条第2項による変更申請があったときは、美郷町作物転換支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(当初単価)

第8条 実施計画書の提出年度において第6条第1項の交付申請及び第7条第1項の交付決定を行う場合は、面積助成の交付単価は別表第6の当初単価①又は当初単価②を使用するものとする。

2 実施計画書の提出年度の翌年度において第6条第1項の交付申請及び第7条第1項の交付決定を行う場合は、面積助成の交付単価は別表第6の当初単価①を使用するものとする。

(中間検査)

第9条 第5条に定める機械・設備等助成又は園芸用ハウス助成の交付決定を受けた者は、当該機械・設備等又は園芸用ハウスの導入後、速やかに美郷町作物転換支援事業補助金中間報告書(様式第8号)を町長に提出し、中間検査を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた農業者等は11月30日までに美郷町作物転換支援事業実績報告書(様式第9号)及び実績内訳書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(請求)

第11条 町長は、実績報告のあった農業者等から補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消又は変更等)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた農業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の変更若しくは一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) 第5条第2号に定める種苗助成によりアスパラガスまたは美郷雪華の種苗を購入した農業者等が、作付拡大面積又は新規作付面積を2年間維持しなかったとき。

(2) 第5条第3号に定める機械・設備等助成及び同条第4号に定める園芸用ハウス助成を受けた農業者等が、作付拡大面積又は新規作付面積を2年間維持しなかったとき。

(3) 虚偽の申請及びその他不正な行為により、補助金の交付を受けたと認められるとき。

2 前項第1号及び第2号の場合における補助金の返還額は、別表第7に定める計算表に基づき得られた額とする。

(財産の処分の制限)

第13条 第5条第2号から第4号に定める助成を受けた農業者等は、この要綱により取得した財産を、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間が経過する前に補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(事業実施期間)

第14条 事業実施期間は、この告示の施行の日から令和4年3月31日までとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

作物区分	栽培区分	作付区分	面積要件
美郷推進作物	露地栽培	作付拡大	20 a 以上
		新規作付	5 a 以上
	施設栽培	作付拡大	200㎡以上
		新規作付	200㎡以上
美郷ブランド作物	露地栽培	作付拡大	10 a 以上
		新規作付	5 a 以上
	施設栽培	作付拡大	200㎡以上
		新規作付	200㎡以上

別表第2（第5条第1項第1号関係）

栽培区分	作付区分	交付単価①	交付単価②	助成対象期間
露地栽培	作付拡大	申請年度の産地交付金県推進枠1の10 a 当たり助成単価と同額とし、40,000円/10 a 以内の額	0円/10 a	実施計画書の提出年度及びその翌年度
	新規作付			
施設栽培	作付拡大	申請年度の産地交付金県推進枠1の10 a 当たり助成単価の2倍の額とし、80,000円/10 a 以内の額	実施計画書の提出年度の産地交付金県推進枠1の10 a 当たり助成単価と同額とし、40,000円/10 a 以内の額	
	新規作付			

※産地交付金県推進枠1の重点推進野菜の助成要件に該当する場合、実施計画書の提出年度に限り、面積助成の交付単価は、交付単価②とする。

別表第3（第5条第1項第2号関係）

作物区分		補助対象	補助率	作物区分別の上限額	上限単価	助成対象期間
美郷推進作物	アスパラガス	種苗購入費（消費税等抜き）	1/2	50万円	—	実施計画書の提出年度のみ
	アスパラガス以外			10万円	5万円/10 a	
美郷ブランド作物	美郷雪華			40万円	20万円/10 a	
	美郷雪華以外			30万円	15万円/10 a	
上記のうち国県が実施する大規模園芸拠点整備事業に該当する場合				50万円	5万円/10 a	

別表第4（第5条第1項第3号関係）

補助対象	補助率	上限額	下限額/台等	助成対象期間
機械・設備等（アタッチメント含む）購入費（消費税等抜き）	1/2	50万円	10万円	実施計画書の提出年度のみ

※上限額までの範囲において複数台申請可

別表第5（第5条第1項第4号関係）

栽培区分	補助対象	補助率	上限額	助成対象期間
施設栽培	園芸用ハウス導入費（消費税等抜き）	1 / 2	25万円	実施計画書の提出年度のみ

別表第6（第8条関係）

栽培区分	作付区分	当初単価①	当初単価②
露地栽培	作付拡大	32,000円 / 10 a	0円 / 10 a
	新規作付		
施設栽培	作付拡大	64,000円 / 10 a	32,000円 / 10 a
	新規作付		

※産地交付金県推進枠1の重点推進野菜の助成要件に該当する場合、実施計画書の提出年度に限り、面積助成の交付単価は、当初単価②とする。

別表第7（第12条関係）

第12条第1項第1号の場合における補助金返還額	アスパラガス 美郷雪華	交付決定額－（同交付決定額×11分の10）
第12条第1項第2号の場合における補助金返還額	農業用機械 園芸用ハウス	交付決定額－（同交付決定額×7分の6） 交付決定額－（同交付決定額×10分の9）

美郷町長 様

申請者  
住 所  
氏 名

美郷町作物転換支援事業実施計画書

年度及び 年度において別紙のとおり美郷推進作物及び美郷ブランド作物の作付に取り組む予定のため、実施計画書を提出します。

別紙

(1) 品目ごとの作付面積について

作物区分	品目名	計画期間		計画前	増減
		年度～	年度	年度	
美郷推進作物	アスパラガス		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	えだまめ		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	きゅうり		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	トマト		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	ねぎ		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	すいか		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	キャベツ		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	ほうれんそう		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	しいたけ		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	花き（美郷雪華を除く）		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	にら		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	メロン		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	計		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
美郷ブランド作物	美郷雪華		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	れんこん		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	せり		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>
	計		a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>	a m <sup>2</sup>

(2) 品目ごとの増減額の内訳について

作物区分	品目名	増加面積	増減額の内訳		
			露地栽培	施設栽培	増減額
美郷推進作物		a m <sup>2</sup>	露地栽培	作付拡大 (20a 以上)	a
				新規作付 (5a 以上)	a
		施設栽培	作付拡大 (200 m <sup>2</sup> 以上)	m <sup>2</sup>	
			新規作付 (200 m <sup>2</sup> 以上)	m <sup>2</sup>	
		a m <sup>2</sup>	露地栽培	作付拡大 (20a 以上)	a
				新規作付 (5a 以上)	a
施設栽培	作付拡大 (200 m <sup>2</sup> 以上)	m <sup>2</sup>			
	新規作付 (200 m <sup>2</sup> 以上)	m <sup>2</sup>			
	計			a m <sup>2</sup>	
美郷ブランド作物		a m <sup>2</sup>	露地栽培	作付拡大 (10a 以上)	a
				新規作付 (5a 以上)	a
		施設栽培	作付拡大 (200 m <sup>2</sup> 以上)	m <sup>2</sup>	
			新規作付 (200 m <sup>2</sup> 以上)	m <sup>2</sup>	

(3) 作物転換を行う交付対象水田について

地名地番	水田等 面積 (㎡)	計画期間	栽培区分	作付区分	品目名	作付面積
		計画前				
		年度	露地・施設	拡大・新規		a ㎡
		年度	露地・施設	—		a ㎡
		年度	露地・施設	拡大・新規		a ㎡
		年度	露地・施設	—		a ㎡
		年度	露地・施設	拡大・新規		a ㎡
		年度	露地・施設	—		a ㎡
		年度	露地・施設	拡大・新規		a ㎡
		年度	露地・施設	—		a ㎡
		年度	露地・施設	拡大・新規		a ㎡
		年度	露地・施設	—		a ㎡
		年度	露地・施設	拡大・新規		a ㎡
		年度	露地・施設	—		a ㎡

※今年度とその前年度の営農計画書の写しを添付すること。

(4) 本計画の作物転換に要するために導入を予定している農業用機械・設備等について

機械・設備名	用途	所要額（税抜）	発注日
			導入予定時期

※園芸用ハウスについても記載すること。

番 号  
年 月 日

様

美郷町長

美郷町作物転換支援事業実施計画承認通知書

年 月 日付けで提出のあった美郷町作物転換支援事業実施計画書については、その内容を承認したので、美郷町作物転換支援事業補助金交付要綱第4条の規定により通知します。



美郷町長 様

申請者  
住所

氏名

美郷町作物転換支援事業補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号において実施計画の承認を受けた美郷町作物転換支援事業補助金について、 年度において次のとおり補助金の交付を受けたいので、美郷町作物転換支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、別紙関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 作付拡大（新規作付）品目名等

作付拡大（新規作付）品目名	産地交付金県推進枠1の重点推進野菜の助成要件に該当する場合
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>

2 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付申請額の内訳

補助区分	申請額
(1) 面積助成	円
(2) 種苗助成	円
(3) 機械・設備等助成	円
(4) 園芸用ハウス助成	円

※ (2)～(4)は、実施計画書の提出年度のみ申請対象。

## 内 訳 書

### （1）面積助成

品目名	栽培区分	作付区分	増加面積
	露地・施設	拡大・新規	a m <sup>2</sup>
	露地・施設	拡大・新規	a m <sup>2</sup>
	露地・施設	拡大・新規	a m <sup>2</sup>

助成対象面積（a 未満切り捨て）			当初（交付）単価／10a	面積助成額
露地栽培	作付拡大	a		
	新規作付	a	円	円②
施設栽培	作付拡大	a	円	円③
	新規作付	a	円	円④

面積助成申請額 (①+②+③+④)	円
----------------------	---

### （2）種苗助成 ※実施計画書の提出年度のみ申請対象

種苗名	助成対象面積 (a 未満切り捨て)	上限単価	算出額Ⅰ
美郷推進作物（アスパラガス）	該当なし	該当なし	該当なし
美郷推進作物（ ）	a	5,000 円/a	円①
美郷ブランド作物（美郷雪華）	a	20,000 円/a	円②
美郷ブランド作物（ ）	a	15,000 円/a	円③
大規模園芸拠点整備事業	a	5,000 円/a	円④

種苗名	種苗購入費 (税抜)	算出額Ⅱ	上限額
美郷推進作物（アスパラガス）	円	円①	50万円①'
美郷推進作物（ ）	円	円②	10万円②''
美郷ブランド作物（美郷雪華）	円	円③	40万円③''
美郷ブランド作物（ ）	円	円④	30万円④''
大規模園芸拠点整備事業	円	円⑤	50万円⑤''

美郷推進作物（アスパラガス）	㊸と㊸' を比較して小さい額を記載	円㊸
美郷推進作物	㊹、㊹'、㊹" のうち一番小さい額を記載	円㊹
美郷ブランド作物（美郷雪華）	㊺、㊺'、㊺" のうち一番小さい額を記載	円㊺
美郷ブランド作物	㊻、㊻'、㊻" のうち一番小さい額を記載	円㊻
大規模園芸拠点整備事業	㊼、㊼'、㊼" のうち一番小さい額を記載	円㊼

種苗助成申請額 (㊸+㊹+㊺+㊻+㊼) (千円未満切り捨て)	円
--------------------------------------	---

(3) 機械・設備等助成 ※実施計画書の提出年度のみ申請対象

機械・設備	税抜単価	個数	税抜事業費
	円		円㊽
	円		円㊾
	円		円㊿

算出額Ⅲ (㊽+㊾+㊿)	×1/2=	算出額Ⅳ (千円未満切り捨て)	上限額
円		円㊿	50万円㊿'

機械・設備等助成申請額 (㊿と㊿' を比較して小さい額)	円
---------------------------------	---

(4) 園芸用ハウス助成 ※実施計画書の提出年度のみ申請対象

ハウス設置場所	税抜単価	個数	税抜事業費
	円		円㊿
	円		円㊿
	円		円㊿

算出額Ⅴ (㊿+㊿+㊿)	×1/2=	算出額Ⅵ (千円未満切り捨て)	上限額
円		円㊿	25万円㊿'

園芸用ハウス助成申請額 (㊿と㊿' を比較して小さい額)	円
---------------------------------	---

年 月 日

美郷町長 様

申請者  
住所

氏名

美郷町作物転換支援事業補助金変更交付申請書

美郷町作物転換支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、 年 月 日付け指令美 第 号で交付決定を受けた 年度美郷町作物転換支援事業補助金を次のように変更したいので、別紙関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名 年度美郷町作物転換支援事業

2 交付申請額 変更前 \_\_\_\_\_ 円

変更後 \_\_\_\_\_ 円

3 交付申請額の内訳

補助区分	変更前	変更後
(1) 面積助成	円	円
(2) 種苗助成	円	円
(3) 機械・設備等助成	円	円
(4) 園芸用ハウス助成	円	円

指令美 第 号  
年 月 日

様

美郷町長

美郷町作物転換支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった美郷町作物転換支援事業補助金については、美郷町作物転換支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、年度分として次の条件をつけ、金 円を交付することに決定したので通知します。

- 1 この補助金は、申請事業以外に使用してはならない。
- 2 事業中止又は内容を変更して行うときは、その旨速やかに報告し承認を受けること。
- 3 補助事業以外の目的に使用し、美郷町作物転換支援事業補助金交付要綱に違反したときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。
- 4 この事業が完了したときは、直ちに補助事業等事業実績報告書を提出しなければならない。

指令美 第 号  
年 月 日

様

美郷町長

美郷町作物転換支援事業補助金変更交付決定通知書

美郷町作物転換支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき 年 月  
日付け指令美 第 号で通知した 年度美郷町作物転換支援事業  
補助金の交付の決定を次のように変更する。

- 1 変更する事項
- 2 変更する金額
- 3 変更の理由
- 4 変更による新たな条件

交付額

事業名	交付額
年度	交付決定額 円
美郷町作物転換支援事業補助金	変更後の額 円

美郷町長 様

申請者  
住所

氏名

美郷町作物転換支援事業補助金中間報告書

年 月 日付け指令美 第 号において交付決定を受けた美郷町作物転換支援事業補助金について、下記の機械・設備等を導入しましたので中間報告書を提出します。

記

1 機械・設備等名 \_\_\_\_\_

2 用 途 \_\_\_\_\_

3 導入額（税込） \_\_\_\_\_ 円

導入額（税抜） \_\_\_\_\_ 円

4 導 入 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

美郷町長

様

住所  
氏名

美郷町作物転換支援事業実績報告書

年 月 日 付け指令美 第 号及び 年 月 日付け指令美 第 号により補助金等の決定を受けました下記事業の実績について、美郷町作物転換支援事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告します。

記

事業名		年度美郷町作物転換支援事業			
事業執行の状況	計 画		実 績		備 考
	事業内容	補助申請額	事業内容	実績額	
	(1) 面積助成		(1) 面積助成		
	(2) 種苗助成		(2) 種苗助成		
	(3) 機械・設備等助成		(3) 機械・設備等助成		
	(4) 園芸用ハウス助成		(4) 園芸用ハウス助成		
	計		計		
事業着手年月日		年 月 日	その他		
事業完了年月日		年 月 日			
補助金の交付決定年月日		年 月 日			
補助金の交付決定額		円			
補助金の変更交付年月日		年 月 日			
補助金の変更決定額		円			



### 実績内訳書

（1）面積助成

品目名	栽培区分	作付区分	増加面積
	露地・施設	拡大・新規	a m <sup>2</sup>
	露地・施設	拡大・新規	a m <sup>2</sup>
	露地・施設	拡大・新規	a m <sup>2</sup>

助成対象面積（a 未満切り捨て）			当初（交付）単価／10a	面積助成額
露地栽培	作付拡大	a		
	新規作付	a	円	円②
施設栽培	作付拡大	a	円	円③
	新規作付	a	円	円④

面積助成額 (①+②+③+④)	円
--------------------	---

（2）種苗助成 ※実施計画書の提出年度のみ申請対象

種苗名	助成対象面積 (a 未満切り捨て)	上限単価	算出額 I
美郷推進作物（アスパラガス）	該当なし	該当なし	該当なし
美郷推進作物（ ）	a	5,000 円/a	円①
美郷ブランド作物（美郷雪華）	a	20,000 円/a	円②
美郷ブランド作物（ ）	a	15,000 円/a	円③
大規模園芸拠点整備事業	a	5,000 円/a	円④

種苗名	種苗購入費 (税抜)	算出額 II	上限額
美郷推進作物（アスパラガス）	円	円①	50 万円①'
美郷推進作物（ ）	円	円②	10 万円②''
美郷ブランド作物（美郷雪華）	円	円③	40 万円③''
美郷ブランド作物（ ）	円	円④	30 万円④''
大規模園芸拠点整備事業	円	円⑤	50 万円⑤''

美郷推進作物（アスパラガス）	㉔と㉔' を比較して小さい額を記載	円㉔
美郷推進作物	㉕、㉕'、㉕" のうち一番小さい額を記載	円㉕
美郷ブランド作物（美郷雪華）	㉖、㉖'、㉖" のうち一番小さい額を記載	円㉖
美郷ブランド作物	㉗、㉗'、㉗" のうち一番小さい額を記載	円㉗
大規模園芸拠点整備事業	㉘、㉘'、㉘" のうち一番小さい額を記載	円㉘

種苗助成額 (㉔+㉕+㉖+㉗+㉘) (千円未満切り捨て)	円
------------------------------------	---

(3) 機械・設備等助成 ※実施計画書の提出年度のみ申請対象

機械・設備	税抜単価	個数	税抜事業費
	円		円㉙
	円		円㉚
	円		円㉛

算出額Ⅲ (㉙+㉚+㉛)	×1/2=	算出額Ⅳ (千円未満切り捨て)	上限額
円		円㉜	50万円㉜'

機械・設備等助成額 (㉜と㉜' を比較して小さい額)	円
-------------------------------	---

(4) 園芸用ハウス助成 ※実施計画書の提出年度のみ申請対象

ハウス設置場所	税抜単価	個数	税抜事業費
	円		円㉝
	円		円㉞
	円		円㉟

算出額Ⅴ (㉝+㉞+㉟)	×1/2=	算出額Ⅵ (千円未満切り捨て)	上限額
円		円㊱	25万円㊱'

園芸用ハウス助成額 (㊱と㊱' を比較して小さい額)	円
-------------------------------	---

※ (2) ~ (4) については、領収書等の写しを添付すること。